小川町自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（平成２５年４月１９日　告示第５７号）

（趣旨）

第１条　この告示は、町民に対する自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象イベント）

第２条　ＡＥＤの貸出対象となる行事は、町民を含む複数の者が参加するスポーツ競技、各種イベント、祭典、式典、講習会等（以下「イベント」という。）とする。

（対象団体）

第３条　ＡＥＤの貸出対象となる団体は、町内のイベントを主催若しくは運営又は町外のイベントに参加する町内の団体とする。

（貸出要件）

第４条　当該イベントの開催期間中、次のいずれかの者が貸出対象団体に帯同しなければならない。

（１）医師等の医療従事者

（２）消防署等による、ＡＥＤを使用した救命講習等を修了している者

（貸出期間）

第５条　ＡＥＤの貸出期間は、当該イベントの開催期間及びその前後の期間とし、最長７日とする。ただし、町長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長することができる。

（費用の負担）

第６条　ＡＥＤの貸出は無償とする。

（貸出の申請）

第７条　ＡＥＤの貸出を希望する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、ＡＥＤ貸出申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（貸出の承認・決定）

第８条　町長は、申請者から前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、貸出を承認する場合には、ＡＥＤ貸出承認書（様式第２号）を交付しなければならない。

２　重複する期間に複数の申請があった場合には、申込順により承認、不承認を決定するものとする。

（貸出中の管理）

第９条　ＡＥＤを借り受けた者（以下「利用者」という。）は、ＡＥＤを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配意した管理に努め、かつ、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）ＡＥＤは、取扱説明書によって適切に使用すること。

（２）ＡＥＤを目的外に使用しないこと。

（３）ＡＥＤを転貸しないこと。

（実績報告）

第１０条　利用者は、ＡＥＤを返却する際に、ＡＥＤ使用実績報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

（損害の賠償）

第１１条　利用者は、故意又は過失によってＡＥＤを亡失、破損又は消耗させた場合は、町長に直ちに届出るとともに、ＡＥＤを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

（返還）

第１２条　町長は、次の各号に該当するとき、利用者からＡＥＤを返還させることができる。

（１）利用者がＡＥＤを使用しなくなったとき。

（２）町長が特に必要と認めたとき。

（免責事項）

第１３条　町長は、ＡＥＤの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附　則

この告示は、平成２５年５月１日から施行する。